

危険物取扱者甲種への道

ぶにぶに

1 はじめに

これは、甲種危険物取扱者を取得しようとしている自分の日記のようなものです。

また、その試験自体は11月10日に実施されるのでその結果を伝えることが出来ません。

一応、現時点で試験受講資格は得ています。そこで、それを得るまでを説明し、さらに甲種勉強のメモをつけておこうと思います。

なお、詳しい日付については覚えておりません。

2 危険物取扱者とは

まず、危険物とは消防法第二条七号によると「消防法別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」となっています。[1] この定義とは別物になりますが簡単に言うならば、常温で液体・固体の燃えやすい物質や他の物質を強く酸化させる物質が危険物です。

この危険物は6つに分類されており（大まかな分類は表1を参照して下さい）、乙種危険物取扱者とは取得したそれぞれの類の危険物について、取り扱い作業と立ち会いが可能になる資格です。そして甲種危険物取扱者は、全ての類の危険物で、取り扱い作業と立ち会いが可能になります。[2]

つまり甲種は乙種の上位互換です。

表 1: 危険物の分類 [3]

第1類	基本的に燃えないが、酸化力が強いいため他の可燃物を燃やしてしまう固体。 例) 塩素酸カリウム, 硝酸アンモニウム
第2類	燃えやすい固体。 例) 赤リン, 鉄粉
第3類	自然発火したり水と触れて可燃性のガスを発生したりする液体や固体。 例) ナトリウム, 黄リン
第4類	燃えやすい液体。 例) アセトアルデヒド, ガソリン
第5類	爆発しやすい液体や固体。 例) ニトログリセリン, トリニトロトルエン
第6類	基本的に燃えないが、酸化力が強いいため他の可燃物を燃やしてしまう液体。 例) 過酸化水素, 硝酸

3 甲種の受験資格

普通は化学系の大学を出ていることで資格を得ます。それ以外では、化学に関する修士・博士の学位を持たなければなりません。

大学を使わない場合は、乙種を4種類以上取得するという方法で受験資格を得ることになります。¹[4]

したがって、この大学に在籍して甲種を取ると考えているならば、乙種を取ることになるわけです。簡単にそろえたいのであれば、乙種第4類をまず取得するのが一番でしょう。なぜかという、乙種のうちひとつでも取得していれば、他の乙種の試験が7割ほど免除になるからです。²

その中でなぜ第4類を勧めるのかということ、試験を実施している回数が他と比べて多いからです。試験会場が東京の場合は他の乙種の5倍実施されています。³第4類を取得すれば、残り3種類を取ればよいわけですが、必須なのが第3類と第5類で、後ひとつは第1類と第6類のどちらかになります。その二択のうち、個人的にお勧めなのが第6類です。第6類は第1類に比べて種類が少ないので、覚える量が少なくてすむうえに、問題の幅が小さいので練習問題と似た問題がかなり出ます。

4 受験資格獲得まで

ここでは実際に私の体験を元を書いていこうと思います。

まず乙種第4類を取りに行くことなるでしょうが、甘く見て調子に乗っていると落ちます。実際私は落ちました。そして落ちた後、ゆっくり勉強して再び試験に挑みました。結局、第4類に合格したのは去年の1月頃のことです。この時は本気で甲種を取ろうとは思っていませんでした。

次に同じ年の8月頃に乙種第5類を受けて合格します。第5類を選んだのは、甲種受験資格にこれが必須だったことがひとつですが、もっとも大きい理由は第5類の範囲が爆薬だったからです。勉強は試験の1週間前から始めました。

その次に乙種第3類と乙種第6類を同時受験します。同時受験の場合はインターネットによる電子申請が不可能なので、初めて書面申請を使いました。今年の6月2日に受験して、両方合格します。この時の勉強も、やはり試験の1週間前から始めました。第3類と第6類は似た部分が多く、範囲の化学物質の種類も少なかったので1週間前からでもぎりぎり間に合いました。

そして6月末に免状が届きます。これでようやく甲種の受験資格が手に入りました。

5 乙種・甲種の勉強をするにあたって

乙種を受けるときはテキストにのっている例題や過去問を解いておくと良いでしょう。実は、似ているどころか全く同じ問題が出題されることが結構あります。私自身も、乙種の試験を受け

¹他に、乙種危険物取扱者の免状を取得後、2年以上の実務経験（消防法令で定められた製造所等での危険物取扱いに係る経験）を有していれば甲種の受験資格を得ます。

²免除される問題は、「危険物に関する法令」と「基礎的な物理学及び基礎的な化学」です。これらの問題数については、表2を参照して下さい。

³危険物取扱者試験の試験日程については消防試験研究センターの次のページで確認できます。

http://www.shoubo-shiken.or.jp/kenbutsu/schedule_first.html

危険物取扱者甲種への道

ているときに、例題と同じ問題を発見しました。

甲種の試験範囲と乙種の試験範囲は一致すると思います。「危険物に関する法令」の分野において、甲種と乙種第4類でテキストの内容はほぼ同じでした。さらに言うと、試験の問題数すらも同じです。これは「基礎的な物理学及び基礎的な化学」でも同じはずですが、ですから、乙種第4類のテキスト [6] と科目免除者用乙種のテキスト [9] があれば、甲種のテキストは実は必要ないかもしれません。

問題数については表 2 を参照して下さい。

表 2: 危険物取扱者試験の問題数 [5][7]

	甲種	乙種
危険物に関する法令	15 問	15 問
基礎的な物理学及び基礎的な化学	10 問	10 問
危険物の性質並びにその火災予防及び消化の方法	20 問	10 問

6 かかる費用について

乙種 1 種類あたりにつき、受験手数料の 3400 円と免状交付手数料の 2800 円がかかります。[8] この費用については、複数受験しても免状交付手数料が 1 科目分にもならないし、試験が一部免除であっても受験手数料が安くなったりもしません。これらは結局 4 つ分必要になるので、最低で 24800 円必要になります。

甲種では、受験手数料が 5000 円になります。[5]

それと、受験票に貼る写真代が必要です。この写真は免状が発行されるときに、顔写真として貼られることになります。

参考文献

- [1] 富永靖弘 (2012) 『甲種危険物取扱者 合格教本』新星出版社 P.50
- [2] 同 P.65
- [3] 同 P.244 ~ P.368
- [4] 同 P.6
- [5] 同 P.5
- [6] 坂井美穂 (2009) 『乙種第 4 類危険物取扱者 合格テキスト & 問題集』高橋書店
- [7] 同 P.8
- [8] 同 P.9
- [9] 工藤政孝 (2009) 『-わかりやすい!- 乙種 1・2・3・5・6 類危険物取扱者試験』弘文社